

第 4 回 共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議 意見

2012/6/7 横浜国立大学 関 ふ佐子

1. 新たな年金制度創設の必要性

—— 公務員の退職給付：一時金（退職手当）のみは適切か、年金部分も必要か。

1-1 老後保障としての年金制度の役割

- ・ 公務員共済制度は、公務労働者とその家族について、疾病、負傷、死亡、老齢等の事故が生じた場合も日常の生活を保障することを目的としており、憲法 25 条の生存権保障規定にもとづく社会保障制度の一環として位置づけられてきた¹。
- ・ 退職給付は老後の生活保障の側面が大きく、その点からすると、長生きリスクを担保しうる年金として支給した方が一時金より良い（長寿を安心して享受できる）。
- ・ 先進国では、公務員の職域年金を、一元化した年金制度に上乘せする例が多い（アメリカ、カナダ、イギリス、スウェーデン、オランダ、スイス、オーストラリア等）²。
- ・ 退職給付の官民均衡を確保していく上でも、旧年金制度が今後数十年にわたり徐々に縮小しながら存続するなか、新年金制度を設けた方がスムーズな調整が可能となる。

1-2 公務員制度の一環としての年金制度

1-2-1 法的根拠

1-2-1-1 国家公務員法と国家公務員共済組合法

- ・ 国家公務員法：① 年金制度の樹立を謳い、負傷・疾病等に基づく保障の必要性を規定する。
② 年金制度により、本人や被扶養者の生活の維持を図ることを目的とする。
107 条：「職員が、相当年限忠実に勤務して退職した場合、公務に基く負傷若しくは疾病に基き退職した場合又は公務に基き死亡した場合におけるその者又はその遺族に支給する年金に関する制度が、樹立し実施せられなければならない。
2 前項の年金制度は、……本人及びその退職又は死亡の当時直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。」
- ・ 国家公務員共済組合法：相互救済・生活の安定と福祉の向上等を目的とする。
1 条：「この法律は、……相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、……もって国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。」
- ・ 立法過程・昭和 60 年衆院本会議：公務という職務上の特殊性を考慮する必要性と職域年金の設定の必要性について答弁。

1-2-1-2 被用者年金一元化法案

- ・ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案：
年金制度の創設を規定するとともに、年金は公務員制度としての性質をもつことを規定。
附則第 2 条：「……新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、……」

¹ 坂本重雄『公務員の社会保障 —その法構造と機能—』（勁草書房、1983 年）1 頁。

² 神田真人「公僕の俸祿たてよこ（下） 国際的・歴史的視座からみた国家公務員給与・年金」ファイナンス 46 巻 5 号（通号 537）（2010 年）49 頁、宮崎成人「主要先進国における国家公務員年金制度」ファイナンス 40 巻 1-3 号（通号 461-463）54, 70, 56 頁参照。

この他、わが国の国家公務員の最終年収に占める退職給付額の割合が、諸外国と比べて極めて低い水準にある点については、本有識者会議第一回・関意見（資料 7）参照。

1-2-2 身分上の制約と懲戒：服務規律維持のために

- ・ 公務員に課せられた身分上の制約（兼業禁止、再就職の制約、生涯にわたる守秘義務、労働基本権の制約等）のうち、とりわけ生涯にわたる守秘義務を担保するうえで、年金制度が適切。
- ・ 退職時に一時金で支払われる退職手当では、退職後に起こした問題から禁錮以上の刑などを受けた場合に何ら対処できないところ、年金の場合、給付額を減額することができる。

1-2-3 民間との均衡

- ・ 民間では、受給権保護の観点から退職給付を年金化してきた。
- ・ また、企業年金の割合が退職一時金より高く、公務員の制度とはバランスがとれていない。
- ・ 公務員の年金制度を創設しても、退職給付の総額(税金投入額)が増えるわけではない。

2 新たな年金制度の姿

2-1 確定給付型の利点

2-1-1 障害・遺族年金の重要性

- ・ 公務員には障害を負う可能性が高い職種もあるなか、事故で障害者となった者や事故により遺族となった者の生活保障は、確定給付型の年金の方が保障しやすい。
- ・ すなわち、確定拠出型では、個人勘定に帰属したものを他の加入者の給付に回すことは困難である一方、確定給付型では、障害・遺族年金を終身で給付できる。
- ・ 加入者同士の相互救済の観点から互いを助け合う確定給付型は、国家公務員共済組合法1条の趣旨に合致し、個人主義を徹底する確定拠出型より公務のモラルを維持しやすい。

2-1-2 公務の特殊性と懲戒

- ・ 退職後に反社会的な行為があった場合、個人勘定に帰属させる確定拠出型の年金は支給停止が困難。他方、確定給付型では、支給停止措置を盛り込むことにより、守秘義務等の退職後の服務規律維持に資する。

2-1-3 民間との均衡

- ・ 民間では、確定給付企業年金の採用件数が最も多く、資産残高も最も高い。

2-2 従来型の利点

2-2-1 老後の生活保障

- ・ 従来型は、給与の一定割合等により給付水準を約束するため、給付額の予測がつき、人生設計を可能とするため、公務労働者の生活保障に資する。
- ・ 給付水準の設定方法が現行の職域部分と同様であり、労働条件の切り下げとならない。

3 個人型年金の難点

- ・ 個人型年金は、自営業者や企業の支援を受けられないサラリーマンのために導入されたもの。
- ・ 他方、被用者年金一元化法案も公務員の年金制度の創設を規定するなか、一定の退職給付（事業主負担のある年金）を官民均衡を維持した形で創設可能な公務員には、個人型年金は不適当な制度。